

かがわ中小企業海外ビジネス支援協議会設置要領

(名 称)

第1条 本会は、かがわ中小企業海外ビジネス支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、関係機関及び団体がネットワークを形成し、事業連携・協力体制を整備することにより、県内企業の国際競争力の強化と海外ビジネス展開を効果的に支援することを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 海外ビジネスに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 海外ビジネスに関する啓発に関すること。
- (3) 支援機関の施策情報等の共有に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）香川貿易情報センター
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部
- (3) 独立行政法人国際協力機構四国支部（JICA四国）
- (4) 国立大学法人香川大学
- (5) 高松商工会議所
- (6) 株式会社百十四銀行
- (7) 株式会社香川銀行
- (8) 高松信用金庫
- (9) 香川県
- (10) 公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）

(会 議)

第5条 会議の開催は、財団が招集する。

2 会議には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を財団企業振興部海外展開支援室に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から施行する。